

国立大学法人和歌山大学個人情報開示等における電磁的記録の
開示方法に関する取扱基準

制 定 平成17年 9月30日
法人和歌山大学規程第 453号
最終改正 令和 5年 2月21日

この基準は、個人情報の保護に関する法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第87条第1項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の保有する保有個人情報のうち、電磁的記録の開示について、必要な事項を定めるものとする。

第1 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- 2 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

第2 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- 2 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3 第1及び第2に該当しない電磁的記録のうち、本学がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 3 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- 4 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第4 第1から第3までの実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、国立大学法人和歌山大学情報公開取扱要項（平成13年1月12日制定）第6条第2項の別表の実施方法に準じた方法により開示の実施を行う。

附 則

この基準は、平成17年9月30日から施行する。

附 則（平成27年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1711号）

この改正基準は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（令和5年2月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2508号）

この改正基準は、令和5年2月21日から適用する。